



社長の右腕 2020年 臨時号

●雇用調整助成金の説明動画

社会保険労務士会が雇用調整助成金の具体策をまとめた動画を制作しました。

分かりやすい解説内容に仕上がっていますので 参考にしてください。

https://www.shakaihokenroumushi.jp/Default.aspx?TabId=713&fbclid=IwAR1Mi0i_aNRREPtzWcKHdTp7xbSwLxGR2hiYdkWH5sZ7wDwDK5rDHu0kVk

雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

* 小規模企業が従業員に支払う休業手当について、賃金と同じ水準を支給する場合は全額を雇用調整助成金で補助する方針

●「企業」への支援策をご紹介します。

1. 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

テレワークを新規で導入した中小企業事業主に対し、かかった費用の2分の1（上限額100万円）が助成されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

2. 職場意識改善特例コース

休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し、かかった費用の4分の3（上限額50万円）が助成されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

3. 小学校休業等対応助成金

小学校等の臨時休校等により子どもの世話が必要となった労働者に、年次有給休暇以外の有給休暇（賃金全額支給）を与えた事業主に対し、休暇中に支払った賃金相当額（全額、ただし上限は8,330円）が助成されます。

非正規雇用労働者も対象になります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

4. 持続化給付金に関するお知らせ

売上が大きく減少（今年1～12月のいずれかの月の収入が前年同月より50%以上減少）している中小企業や個人事業主などに対し、売上げの減少に応じた額（中小企業、小規模事業者等の法人は上限200万円、フリーランスを含む個人事業主は上限100万円）の給付金が支給されます。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

持続化給付金に関するよくあるお問合せ

5. 社会保険料における支援

令和2年2月以降の収入に相当の減少（前年同月比20%以上）があった事業主の国税・地方税及び社会保険料について無担保かつ延滞税なしで1年間、納入を猶予する特例が設けられます。

厚生年金保険料 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10382.html

税金 https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

地方税 https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

6. 資金繰り支援

信用保証制度、融資制度の両面からの資金繰り支援

日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証による資金繰りの支援が行われています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shien-flyer.pdf>

●働く人への支援策

1. フリーランスを含む個人事業主の方への支援

小学校等の臨時休校等により子どもの世話が必要となり、契約した仕事ができなくなった個人で働く方に対し、支援金（一日当たり4,100円）が支給されます（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（委託を受けて個人で仕事をする方向け））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

2. 臨時休校に伴い休暇を取得して子どもの世話を行う労働者への支援

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

3. 傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のために働くことができない方は、傷病手当金（健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度）を利用することができます。自覚症状が無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」判定を受け入院している場合や、発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる場合についても、傷病手当金の支給対象になりえます。

[https://www.kyousaikai.or.jp/g3/cat310/sb3040/r139/](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat310/sb3040/r139/)

4. 特別定額給付金（仮称）

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることになり、総務省に特別定額給付金実施本部を設置いたしました。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

5. 特別利子補給制度

新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入れを行った個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等に対して、利子補給による資金繰り支援が行われます（支給要件や申請手続き等については、詳細検討中です）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

6. 税の支払いの猶予

生活に困っている方々の税金の支払いの猶予措置が行われています。

税 https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

地方税 https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

日本労務センター

関東 Office

高崎市常盤町 133 番地
TEL027-330-5557

東海 Office

駿東郡清水町新宿 214-22
TEL055-981-1166

北陸 Office

富山県黒部市荻生 5297 番地
TEL0765-33-5151